

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準

(目的)

第1条 この事故取扱基準は、安全就業を推進し、事故の再発を防止することを目的とする。

(処分)

第2条 安全委員会（以下「委員会」という。）は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事業において事故を起こした会員に対して、次のような処分を科することができる。

(注意)

第3条 委員会は別表1に定める違反項目に該当した会員に対し、委員長より注意書（様式第1号）を各1枚発行する。

- 2 違反会員が特定できない場合においては、連帯責任としてその作業をしていた全員に注意書を発行する。
- 3 注意書を発行された日から起算して、3年間安全就業に努め無事故であった場合は、それまでに受けた注意書を解除する。

(罰則)

第4条 委員会は別表1に定める注意書が2枚累積した場合は、各事務所長から嚴重注意を行い、その後新たに違反項目に該当した場合は、委員長より就業停止書（様式第2号）を発行する。また別表2に定める罰則項目に該当した場合は、その日をもって就業を停止する。

- 2 就業停止の措置を受けた会員であっても、別の職種の就業が可能である場合は、就業できるものとする。
- 3 就業停止させる場合は、当該会員に、安全委員会において弁明する機会を与えることができる。

(停止期間)

第5条 第4条において就業を停止する期間は、原則1年とする。ただし、6ヶ月を経過し、当該作業班班長等から委員長に対し復帰要望があった場合には、安全委員会の審議を踏まえ、委員長は就業を復帰させることができる。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

違反項目
1. 賠償事故を起こした場合
1. 安全就業基準を遵守せずに傷害事故を起こした場合
1. 事故報告を怠った場合、又は自己解決しようとした場合

別表 2

罰則項目
1. 会員の過失により重大な事故を発生させた場合

(様式第1号)

注 意 書

会員番号 : _____

氏 名 : _____

就業日時 : 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分

就業場所 : _____

職 種 : _____

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準別表1における違反項目
() に該当します。よって、注意書を発行します。

平成 年 月 日

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
安全委員会 委員長 印

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準より抜粋

(注意)

第3条 委員会は別表1に定める違反項目に該当した会員に対し、委員長より注意書(様式第1号)を各1枚発行する。

2 違反会員が特定できない場合においては、連帯責任としてその作業をしていた全員に注意書を発行する。

3 注意書を発行された日から起算して、3年間安全就業に努め無事故であった場合は、それまでに受けた注意書を解除する。

(様式第2号)

就業停止書

会員番号 : _____

氏 名 : _____

停止期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

職 種 : _____

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準第4条第1項の規定に基づき、本日をもって就業を停止します。

平成 年 月 日

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
安全委員会 委員長 印

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準より抜粋

(罰則)

第4条 委員会は別表1に定める注意書が2枚累積した場合は、各事務所長から厳重注意を行い、その後新たに違反項目に該当した場合は、委員長より就業停止書(様式第2号)を発行する。また別表2に定める罰則項目に該当した場合は、その日をもって就業を停止する。

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準細則

1 趣旨

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター安全委員会規程第11条に基づき、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター事故取扱基準（以下「事故取扱基準」という。）の施行に伴う委員会の運営については、本細則によって行うものとする。

2 安全委員会の開催

以下の事象が発生した場合、安全委員会を開催する。

- ・事故調査書（事務所記入用）の提出があり、安全委員会開催が必要と安全委員会委員長が判断した場合
- ・就業停止書発行に際して、会員より弁明の機会の請求があった場合
- ・就業停止書発行から6ヶ月を経過し、当該作業班班長等から復帰要望があった場合

3 事故取扱基準別表1の安全就業基準

別表1の安全就業基準とは、「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の安全就業基準」と「作業別安全就業基準」の基準を指すものとする。

4 事故取扱基準別表2の重大な事故

別表2の罰則項目 会員の過失により重大な事故を発生させた場合の重大な事故とは、「賠償事故と安全就業基準を遵守せずに傷害事故を起こした場合の両方が重なった時」とする。

(附則)

本細則は、平成29年4月1日から施行する。